

議案第 19 号

議決第 号

始良市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）2月17日提出

始良市長 湯元敏浩

始良市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

始良市印鑑登録及び証明に関する条例（平成22年始良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「15歳未満の者及び成年被後見人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第3項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削り、同項第6号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。